

三重県警察の緊急事態への対処に関する訓令

平成20年 3月18日

三重県警察本部訓令第5号

改正 平成26年 8月22日 三重県警察 平成29年 3月28日 三重県警察
本部訓令第9号 本部訓令第6号
令和6年 8月30日 三重県警察
本部訓令第19号

三重県警察の緊急事態への対処に関する訓令を次のように定める。

三重県警察の緊急事態への対処に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 対策委員会（第6条—第9条）
- 第3章 対策本部（第10条—第11条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、三重県警察（以下「県警察」という。）が的確かつ迅速に対処するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「緊急事態」とは、大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講ずる必要がある事態をいう。

（緊急事態の区分及び主管課）

第3条 県警察が対処する緊急事態の区分及び主管課は、別に定める。

（対処基本方針）

第4条 緊急事態への対処に関する基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急事態の対処に関する業務は、他の通常業務に優先して行い、総合力の発揮に努めること。
- (2) 初期的段階における警察活動を総合的に行うため、早期に指揮体制を確立

し、大量の部隊動員を行うこと。

- (3) 人命の保護を最優先とし、救出救助、避難誘導及び被害の拡大防止に努めること。
- (4) 派遣部隊、緊急援助物資等の輸送のための緊急交通路等の確保に努めること。
- (5) 県、市町、消防、自衛隊、海上保安部、輸送機関、医療機関等関係機関との通報連絡体制及び相互協力体制を確立するとともに十分な連携を図ること。

(対処計画)

第5条 警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）その他関係規程等に基づき、緊急事態への対処に関する計画（以下「対処計画」という。）をあらかじめ策定するものとする。

- 2 対処計画は、絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

第2章 対策委員会

(対策委員会の設置)

第6条 三重県警察本部に緊急事態対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、緊急事態への対処に関する事項について事前に協議し、効果的な推進方策を決定することを任務とする。

- 3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 副委員長 警備部長
- (3) 委員 警務部長
生活安全部長
地域部長
刑事部長
交通部長
警務部首席監察官

警察学校長

中部管区警察局三重県情報通信部長

- 4 対策委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長の事務を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(幹事会の設置)

第7条 対策委員会を補佐させるため、対策委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、対策委員会の協議事項について検討又は調整を行い、その結果を委員会に報告することを任務とする。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 幹事長 警備部長
- (2) 副幹事長 警備部首席参事官
- (3) 幹事 警務部首席参事官
生活安全部首席参事官
地域部首席参事官
刑事部首席参事官
交通部首席参事官

中部管区警察局三重県情報通信部通信庶務課長

- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。
- 5 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(作業部会の設置)

第8条 幹事会の運営を円滑に推進するため、幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、幹事会の検討事項について調査又は研究を行い、その結果を幹事会に報告することを任務とする。
- 3 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲

げる者をもって充てる。

- (1) 部会長 警備部警備第二課長
- (2) 副部会長 警備部警備・防災監
警備部警備第二課危機管理室長
- (3) 部会員 警備部企画官
警務部企画官
生活安全部企画官
地域部企画官
刑事部企画官
交通部企画官
中部管区警察局三重県情報通信部通信庶務課課長補佐

4 作業部会は、部会長が必要に応じて招集する。

5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者に対し、作業部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 対策委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、警備部警備第二課において処理する。

第3章 対策本部

(対策本部の設置及び所掌事務)

第10条 緊急事態が発生し、又は発生しようとする場合において、当該事態への対処を統括するために必要があると認めるときは、所要の規模の対策本部を設置するものとする。

2 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 警察の対処に係る基本的な方針の立案に関すること。
- (2) 情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 警察庁、管区警察局及び関係する都道府県警察への報告連絡に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他県警察の対処に関し必要な事項に関すること。

3 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 4 本部長は、対策本部の事務を統括する。
- 5 副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務を分掌する。
- 7 対策本部の編成その他細目的事項は、緊急事態の区分に応じた対処計画において定める。

(対策室等)

第11条 前条第1項に規定する場合において、対策本部を設置しないときは、対策室その他所要の室（以下「対策室等」という。）を設置するものとする。

- 2 対策室等は、室長及び室員をもって構成する。
- 3 室長は、当該対策室等の事務を掌理する。
- 4 対策室等は、前条第2項に掲げる事務をつかさどる。
- 5 第1項の対策室等が設置されている場合において、当該事態に係る前条の対策本部が設置されたときは、当該対策室等は廃止されるものとし、対策本部が対策室等の所掌事務を承継する。
- 6 対策室等の編成その他細目的事項は、緊急事態の区分に応じた対処計画において定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成20年3月18日から施行する。

附 則（平成26年8月22日三重県警察本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日三重県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月30日三重県警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和6年8月30日から施行する。